

# 市立小・中学校の適正規模・適正配置の 取組に係る説明会（荻野地区）

令和4年11月23日（水）  
上荻野小学校



厚木市教育委員会

# 説明会の趣旨・スケジュール

- ・ 本日は小・中学校の適正規模・適正配置の取組に係る説明会に御参加いただきありがとうございます。
- ・ 本説明会では学校規模適正化に取り組む背景や、令和3年度に策定した方針の内容、荻野地区の学校の現状や今後の見込みについて情報共有させていただくとともに、今後の検討の進め方について御案内させていただくものとなります。
- ・ 開催時間はおおむね1時間30分程度を予定しています。

# 内容

---

1. なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか
2. 適正規模・適正配置の基本的な考え方
3. 荻野小学校・鳶尾小学校・上荻野小学校について
4. 今後の方策の方向性（案）の検討の進め方
5. 最後に

# 1. なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか

# なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか

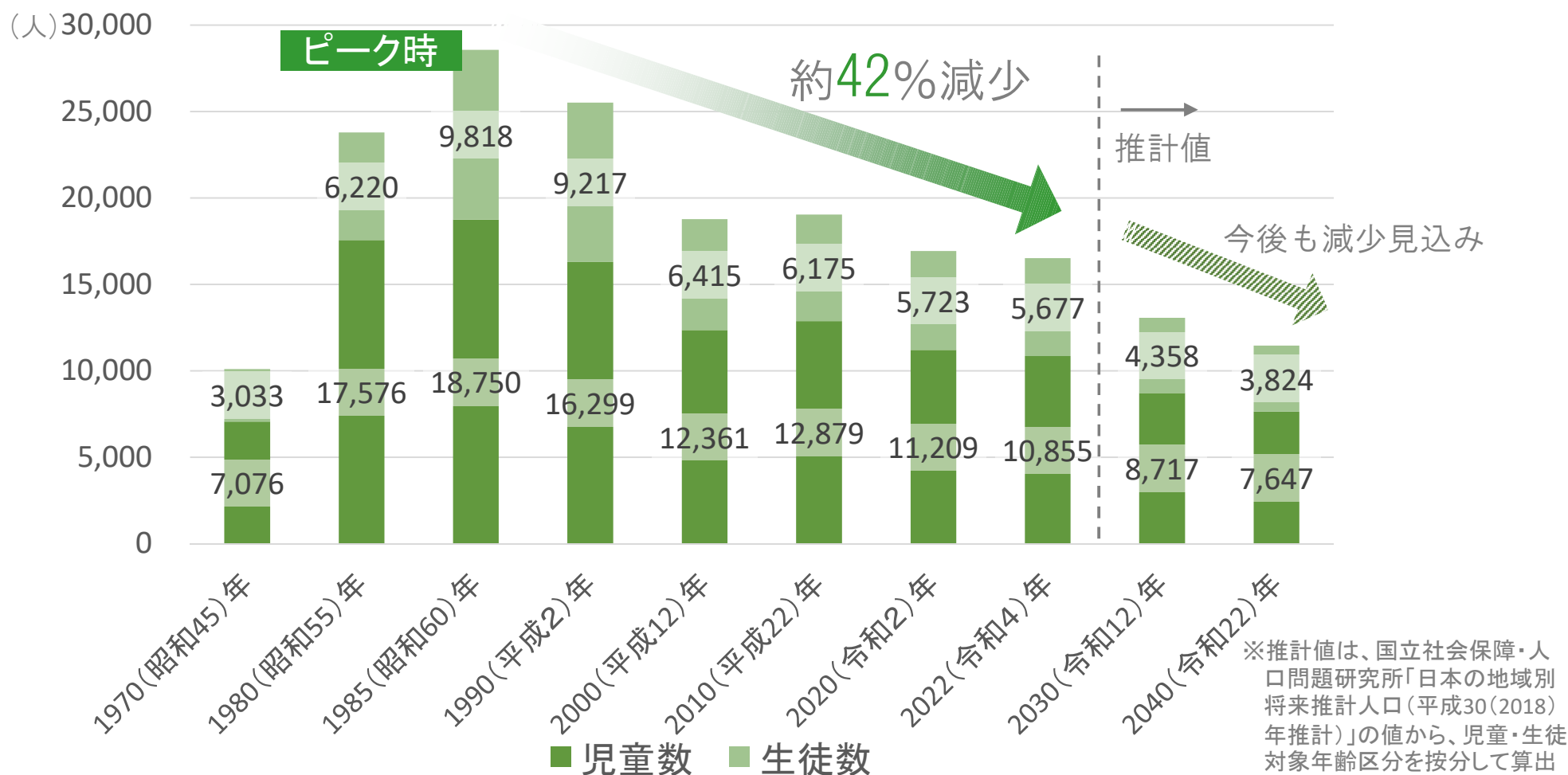
## ① 学校の適正規模・適正配置の取組とは

- ・ 現在、本市では児童（小学生）・生徒（中学生）数の減少に加え、施設の老朽化、教職員の多忙化などの課題に直面
- ・ そうした課題を踏まえ、次世代を担う子どもたちが将来にわたってより良い教育環境で学ぶことができるよう、その構成要素の1つである学校規模（1学校当たりの学級数）の適正化を図るための取組

# なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか

## ② 児童・生徒数の減少

- ・本市の児童・生徒数は昭和60(1985)年度の28,568人をピークに減少が続く
- ・令和4(2022)年度の児童・生徒数は16,532人。ピーク時と比べ約42%減少
- ・推計では今後も減少が継続する見込み  
⇒学校の小規模化が今後一層進展する見通し



# なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか

## ③ 学校施設の老朽化

- ・市内には小・中学校合わせて36校・155棟が整備
  - ・施設の老朽化が進んでおり、R4(2022)年度時点で、約54.2%の建物が築40年以上経過（R14(2032)年度までに12校15棟の建て替えの検討が必要）
  - ・学校の建て替えに伴う更新費用等でR36(2054)年度までに約828億円が必要となる見込み
- ⇒限られた予算を有効に活用し、将来にわたって良好で安全な教育環境の維持を図るため、将来的な学校の在り方を見据えた上で、建て替え費用の削減等を図りながら施設整備等を実施する必要がある

### 【学校の建て替えの考え方について】

回答区分	1位		2位		3位	
保護者	将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える	74.5%	経費を増やさないことを重視し、一部建て替えなど、最小限度の範囲で建て替える	12.5%	現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える	8.5%
教職員	将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える	72.0%	現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える	17.8%	経費を増やさないことを重視し、一部建て替えなど、最小限度の範囲で建て替える	9.3%
市民	将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える	75.9%	経費を増やさないことを重視し、一部建て替えなど、最小限度の範囲で建て替える	10.8%	現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える	9.6%

[市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果]

# なぜ学校の適正規模・適正配置に取り組むのか

## ④ 学校教職員の多忙化

- ・市立小・中学校を対象にH29(2017)年度に実施した勤務実態調査では、月平均の時間外在校等時間数は、小学校で約54時間、中学校で約70時間
  - ・R元(2019)年度に「市立小・中学校における働き方改革に関する方針」を策定し、教職員の負担軽減に向けた取組を推進中
- ⇒取組の推進に当たっては学校規模の偏りなどが教職員の学校運営や校務などにもたらす影響を考慮する必要がある

### 【小規模な学校※における学校運営上の課題について】

回答区分	1位		2位		3位	
小学校教職員	<u>教職員一人当たりの校務負担や学校行事に関する負担が重くなりやすい</u>	31.2%	教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい	26.1%	教職員の出張や研修等の調整が難しくなりやすい	13.6%
中学校教職員	<u>教職員一人当たりの校務負担や学校行事に関する負担が重くなりやすい</u>	30.8%	教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい	28.0%	部活動等の指導者を確保することが難しくなりやすい	19.6%

※国の規則で示されている1学校当たり12学級より小規模な小・中学校

[市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果]

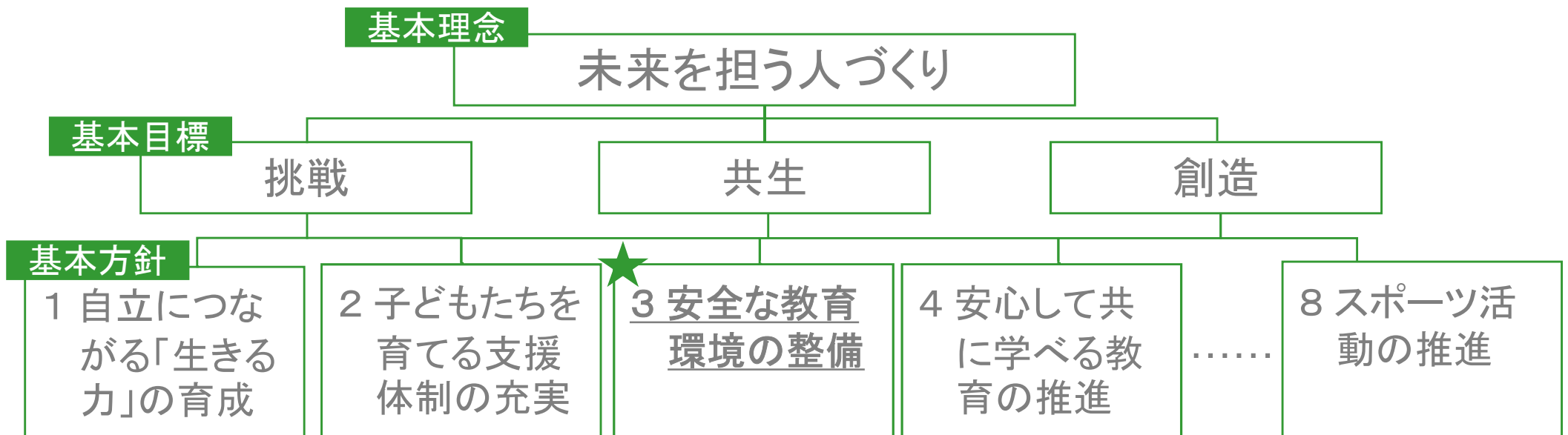


## 2. 適正規模・適正配置の基本的な考え方

# 適正規模・適正配置の基本的な考え方について

## ① 本市教育行政における位置付け

- ・ 厚木市は市教育振興基本計画に基づき「**未来を担う人づくり**」を基本理念に『社会がいかに変化しようとも、自分の夢や可能性に挑戦し、多様性を尊重しながら、様々な人々と協働してより良い社会を創る、その担い手の育成』に取り組んでいる
- ・ 計画では8つの基本方針に基づき、様々な教育施策を実施しているが、方針の1つである「安全な教育環境の整備」として、**子どもたちが快適に学べる質の高い学習環境を整える**ため、『**児童・生徒数の変化に応じた学校規模の適正化の推進**』に取り組むことを定めている。



# 適正規模・適正配置の基本的な考え方

## ② 適正規模・適正配置方針策定経過

### R2(2020)年7月

- ・ 適正規模・適正配置の検討開始
- ・ 公募市民、関係団体代表、学識経験者、小・中学校長で組織する検討組織（附属機関）の設置（R3年3月まで合計8回の会議開催）

### 〃 7～8月

- ・ 児童・生徒保護者、学校教職員、市民を対象としたアンケート調査（対象者数：2,652人、回答者数：1,210人）の実施

### 〃 11月

- ・ 庁内検討組織の設置（R3年3月まで合計4回の会議開催）

### R3(2021)年3月

- ・ 附属機関から「市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方」の答申を受領
- ・ 方針(素案)についての意見交換会の開催(参加者数8人、意見数30件)

### 〃 6～7月

- ・ 方針(案)についてのパブリックコメントの実施（意見数58件）

### 〃 8月

- ・ 市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定

# 適正規模・適正配置の基本的な考え方

## ③ 学校の適正規模（小規模な学校のメリット・デメリット）

- ・市内には様々な規模の学校が存在しており、小規模な学校・大規模な学校それぞれにメリット・デメリットが存在
- ・学校規模の偏りが大きくなるとデメリットが大きくなる恐れ

【小規模な学校※におけるメリット・デメリット】※国の規則で示されている1学校当たり12学級より小規模な小・中学校

区分	回答者区分	1位	2位	3位	
メリット	小学校	保護者	<u>教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい</u>	児童・生徒の人間関係が深まりやすい	学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会が多くなりやすい
		教職員		異学年間の教育・交流活動の機会が多くなりやすい	児童・生徒の人間関係が深まりやすい
	中学校	保護者		児童・生徒の人間関係が深まりやすい	学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会が多くなりやすい
		教職員			
デメリット	小学校	保護者	<u>児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい</u>	PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい	部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい
		教職員		多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少くなりやすい	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に制約が生じやすい ほか1件※1
	中学校	保護者		部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい	PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい
		教職員		※「教職員」では1位と同率	多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少くなりやすい

※1…「運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に制約が生じやすい」と「PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい」が同率（12.9%）  
 [市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果]

# 適正規模・適正配置の基本的な考え方

## ④ 学校の適正規模（望ましい学級数）

校種	適正規模
小学校	12学級～24学級程度（1学年当たり2～4学級程度）
中学校	9学級～18学級程度（1学年当たり3～6学級程度）

### 【小学校】

- ・ 児童への指導、児童間の人間関係の形成などが図られやすい
- ・ アンケート調査で、学年当たりで「1学級」及び「5学級以上」を選択した保護者、教職員は非常に少ない
- ・ 全ての学年でクラス替えや学級の枠を超えた学習等の実施や各学年に複数の教職員の配置が可能

### 【中学校】

- ・ 教職員の目が届きやすく、きめ細かな指導が行える
- ・ 集団活動や学校行事の充実、豊かな人間関係の構築、多様な集団の形成、活気のある集団活動や学校行事などが可能
- ・ アンケート調査で、学年当たりで「1～2学級」、「7学級以上」を選択した保護者、教職員は非常に少ない
- ・ 全ての授業で教科担任による指導が可能

# 適正規模・適正配置の基本的な考え方

## ⑤ 適正配置（望ましい通学距離・時間の上限）

校種	適正配置（望ましい通学距離・時間の上限）
小学校	おおむね 3 km・45分以内
中学校	おおむね 4 km・60分以内

- ・ 以前の市の方針や国の考え方では、小学校はおおむね 4 km以内、中学校はおおむね 6 km以内としており、徒歩換算ではそれぞれ60分、90分となるが、アンケート調査では、現状の通学時間では60分以上かかる児童・生徒は存在せず、また、許容範囲だと考える通学時間で60分以上と回答している保護者、教職員はほぼいない
- ・ 現状（R2（2020）年度時点）で最長となる通学路は、小学校で3.6km、中学校では3.5kmであり、一部の例外を除き、ほぼ全てが徒歩で通学

# 適正規模・適正配置の基本的な考え方

## ⑥ 適正規模の方策

・学校規模の適正化を図るため、次の掲げる方策の中から検討を実施

No	方策	方策の内容
1	<u>通学区域の変更</u>	通学区域を変更・再編成するもの
2	<u>学校の統廃合(既存学校用地の活用、新規用地の確保、通学区域の分割)</u>	既に学校が設置されている用地を活用又は新たな用地を確保し、複数校を統合するものや、1校を分割し、他の複数の学校に統合するもの
3	通学区域制度の弾力的運用(一部区域における学校選択、小規模特認校)	▶一定の学校規模の条件に基づき、住居からおおむね1km以内に学校がある場合、当該学校への就学を認めるもの ▶通学区域に関係なく、特定の小規模な学校への就学を認めるもの
4	<u>学校の新設</u>	既存の通学区域を分割して新しい学校を設置するもの
5	校舎の増改築	児童・生徒の増加に対応するため、既存校舎の増改築を実施するもの

※下線を引いた方策は「通学区域の変更を伴う方策」

# 適正規模・適正配置の基本的な考え方

## ⑦ 適正配置の方策（通学負担軽減策）

- ・学校規模適正化の方策検討に当たり、方策を実施した場合において望ましい通学距離・時間などを上回ることが見込まれる場合、併せて次に掲げる適正配置の方策を検討

No	方策	対象校種	方策の内容
1	住所地から近い場所にある学校への通学を認める	小学校 中学校	住所地により定められている就学指定校より、通学距離が短い学校への通学を認めるもの
2	公共交通機関（バスなど）の利用を認める		バスなどの公共交通機関を利用した通学を認めるもの
3	スクールバスを運行する		児童・生徒が乗車する専用のバスを運行し、学校まで通学するもの
4	自転車の通学を認める※	中学校	自転車を利用した通学を認めるもの

※No 4 については通学の安全性の確保を考慮し、まずNo 1～3の方策を優先的に検討した上で、必要に応じて検討



# 適正規模・適正配置の基本的な考え方

## ⑧ 方策実施に当たり考慮すべき事項

- ・方策実施の検討に当たっては主に次の3点を考慮

### 公共施設の維持管理・適正配置

- ・「市公共施設最適化基本計画」では、R36(2054)年度までに市公共建築物全体の更新・維持管理費用として約1,849億円を見込んでおり、それに対し、充当できる財源は約1,427億円であり、約422億円の財源が不足する見込み
- ・小・中学校は、施設の長寿命化を図るとともに、今後の児童・生徒数の推計を踏まえた適正規模による整備や施設の複合化等を進めることが必要

### 都市づくりとの関係

- ・市全体の都市づくり等との整合を図るため、本市の将来都市像や都市づくりの方向を示す「市都市計画マスタープラン」や人口減少・超高齢社会における持続可能な都市づくりを進めるための「市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」などの都市づくりの考え方を考慮

# 適正規模・適正配置の基本的な考え方

## ⑧ 方策実施に当たり考慮すべき事項

### 地域コミュニティとの関係

#### ○学校と地域コミュニティとの関係性

- ・小・中学校は学校関係者だけでなく、自治会を始めとする様々な地域コミュニティ団体等の支援を受けながら運営。特に近年ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を中心に積極的な取組が進められている
- ・今後も学校、地域の団体や個人、公民館などが連携した取組が地域で求められる

⇒方策の検討に当たっては、地域コミュニティとの関係性を考慮

#### ○地域コミュニティ等の拠点としての学校施設の在り方

- ・アンケート調査では、小・中学校に期待する役割として「地域防災拠点」「児童・生徒の放課後の居場所」、「地域の活動・交流の拠点」などの選択割合が高く、これらの役割が今後も求められる

⇒方策の検討に当たっては、これらの役割や機能への影響に配慮。

また、学校の統廃合を検討する場合、地域の防災力やコミュニティの活力維持等の観点から、学校跡地の在り方について検討

# 適正規模・適正配置の基本的な考え方

## ⑨ 方策の実施基準及び実施に係る基本的な考え方

### ○実施基準

- ・ 当該年度から9年後の学級数の推計値が適正規模の範囲外の学校を対象。
- ・ 対象校のうち、規模の偏りが大きい学校（表の下線に該当する学校）については、優先して方策を検討

校種	小規模		適正規模	大規模	
	優先的对象	対象		対象	優先的对象
小学校	<u>6学級以下</u>	11学級以下	12～24学級	25学級以上	<u>31学級以上</u>
中学校	<u>6学級以下</u>	8学級以下	9～18学級	19学級以上	<u>25学級以上</u>

### ○基本的な考え方

- ・ 「市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略」の人口展望値を踏まえ、長期的な視野をもって検討
- ・ 通学区域の変更を伴う方策については、旧町村域による8地域を基に変更を検討
- ・ 方策の実施時期については、学校の再整備時期を見据え検討

# 適正規模・適正配置の基本的な考え方

## ⑩ 方策の実施基準及び実施に係る基本的な考え方

### ○実施に係る留意事項

- ・対象校は、まず通学区域の変更を伴わない方策を検討  
優先的对象校は、通学区域の変更を伴う方策を含めた全ての方策を検討
- ・方策の実施に伴い、通学距離・時間が長距離化・長時間化する場合は、望ましい通学距離・時間の上限を目安に通学負担軽減策を導入
- ・通学区域の変更を伴う方策を実施した学校や地域については、当面の期間は、通学区域の変更は行わない

### 3. 荻野小学校・鳶尾小学校・上荻野小学校について

# 荻野小学校・鳶尾小学校・上荻野小学校について

## ① 荻野地区について

### 地区の特徴

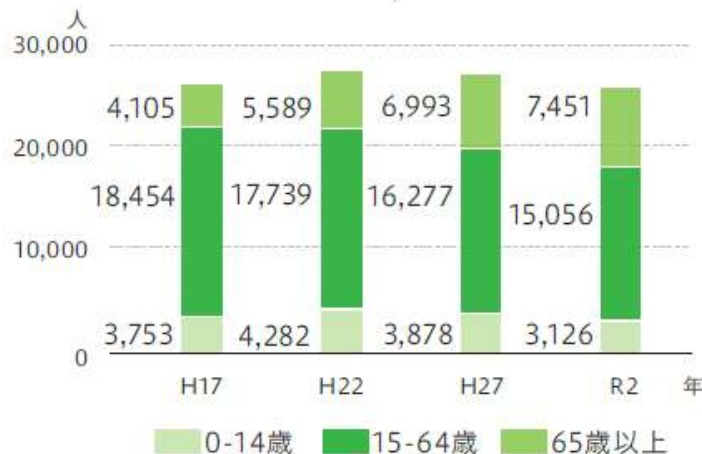
- ・ 荻野地区は、丹沢山麓の樹林や荻野川などの河川に囲まれ、豊かな自然環境に恵まれている
- ・ 豊かな自然環境を背景に、ホタルの里を守る取組や鳶尾山に桜を植える事業など、自然を後世に残す活動が盛んに実施されている
- ・ 荻野山中藩陣屋跡や荻野神社などの史跡や神社が点在するほか、大山街道の宿場町として栄えた荻野新宿などの名所が残されている

### 地区の概要・データ

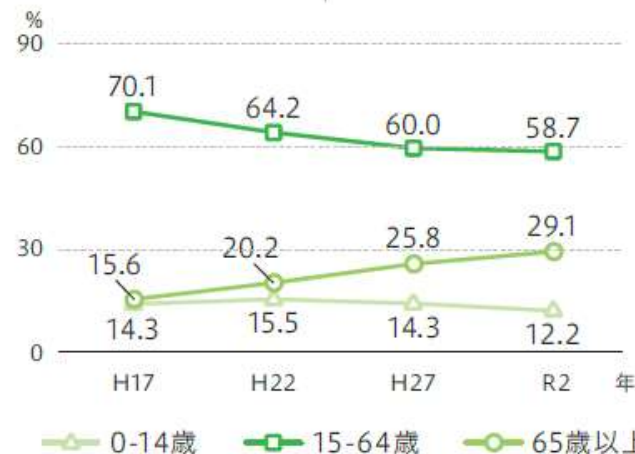
■人口（令和2年10月） 25,633人（市全体の11.5%）

■世帯数（令和2年10月） 11,290世帯（市全体の10.7%）

年齢3区分人口の推移



年齢3区分人口の割合の推移



出典：平成17年・22年・27年は総務省「国勢調査」から作成、令和2年は住民基本台帳から作成（各年10月）

〔第10次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」から抜粋〕

# 荻野小学校・鳶尾小学校・上荻野小学校について

## ② 荻野小学校・鳶尾小学校・上荻野小学校の変遷・通学区域 変遷

- ・ 明治20（1887）年、上荻野学校・山中分校を合併し、荻野小学校が開校
- ・ 昭和52（1977）年、鳶尾小学校が荻野小学校から分離し、新設
- ・ 昭和55（1980）年、上荻野小学校が荻野小学校から分離し、新設

### 通学区域

学校	通学区域
荻野小	上荻野の一部、みはる野一丁目、中荻野の一部
鳶尾小	中荻野の一部、下荻野の一部、鳶尾一丁目～五丁目
上荻野小	上荻野の一部、まつかけ台、みはるの二丁目、中荻野の一部、下荻野の一部

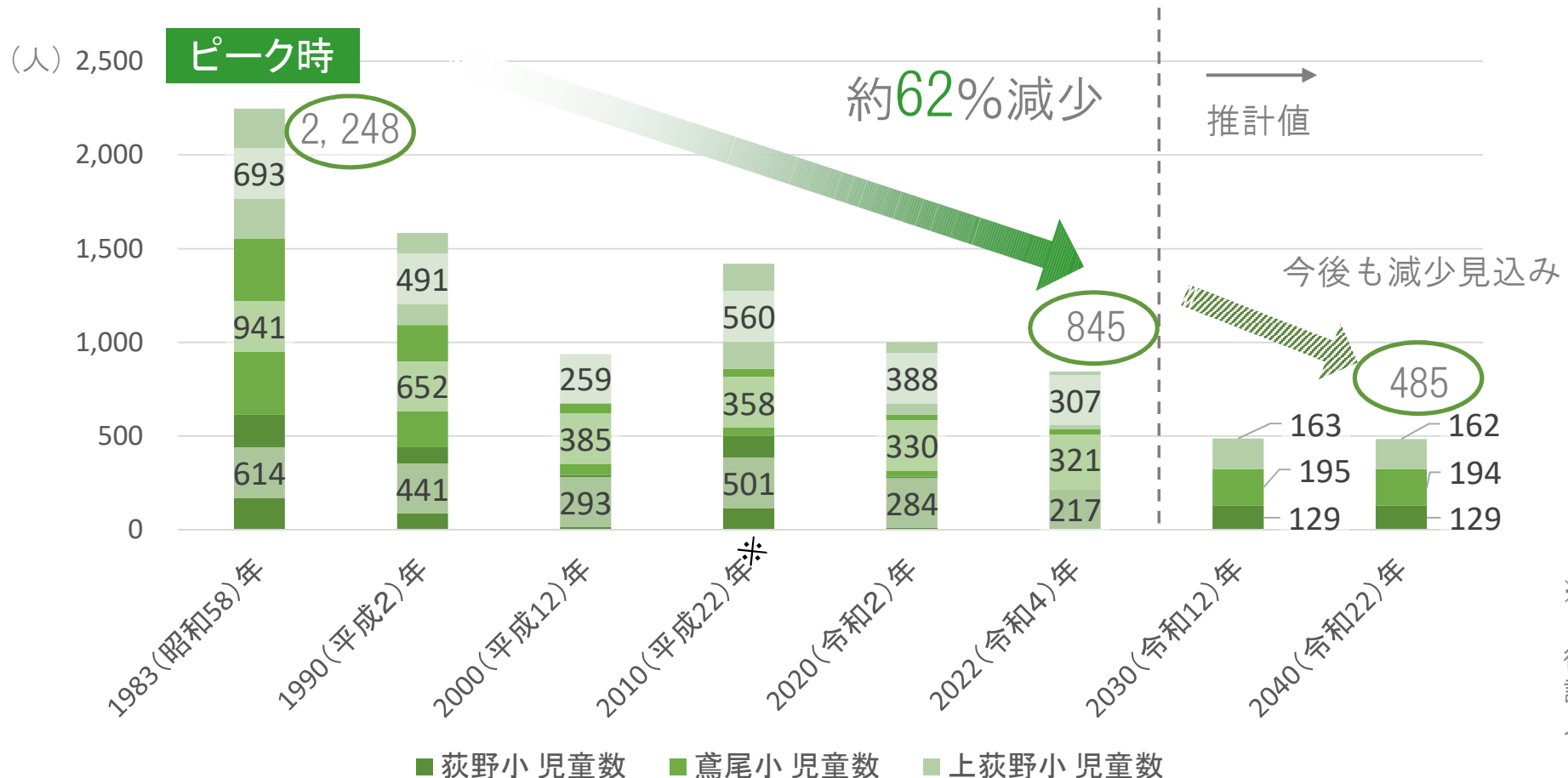




# 荻野小学校・鳶尾小学校・上荻野小学校について

## ③ 荻野小学校・鳶尾小学校・上荻野小学校の児童数の推移・推計

- ・ 荻野地区の児童数は昭和58（1983）年度の2,248人をピークに減少が続く
- ・ 令和4（2022）年度の児童数は845人。ピーク時と比べ約62%減少  
 （荻野小は約65%、鳶尾小は約66%減少、上荻野小は約56%減少）
- ・ 推計では今後も減少が継続する見込み



※ 住宅地造成(土地区画整理事業)により一時児童数増

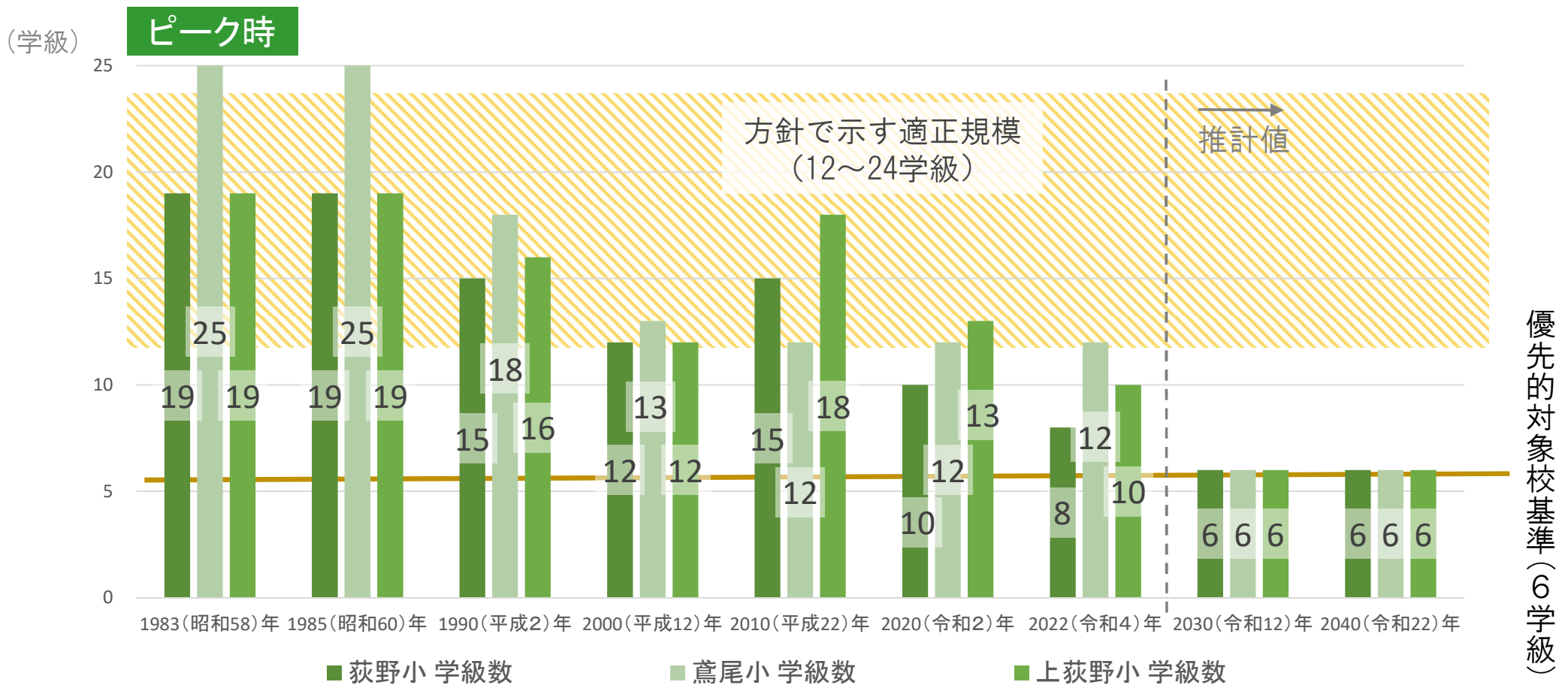
※ R12推計はR3年度児童・生徒及び学級数推計、R22推計は人口ビジョンの「将来展望値」を基に教育委員会で作成



# 荻野小学校・鳶尾小学校・上荻野小学校について

## ④ 荻野小学校・鳶尾小学校・上荻野小学校の学級数の推移・推計

- ・ 各学校の学級数は児童数減少に伴い減少傾向
- ・ 3校いずれも、R12（2030）時点では優先的对象校の基準となる6学級となる見込み



# 荻野小学校・鳶尾小学校・上荻野小学校について

## ⑤ 学校施設の再整備時期

- ・ 荻野小学校は、10年以内（R14年度まで）に大規模修繕（長寿命化）を実施する必要
- ・ 鳶尾小学校及び上荻野小学校についてはR15～26年度の期間内において大規模修繕を実施する必要
- ・ 長寿命化改修により各学校はR40年前後まで施設使用が可能

学校名	建物名	建設年度	築年数	耐用年数	施設更新（再整備）時期	大規模修繕時期
荻野小学校	南棟	S52(1977)	44	80	R39(2057)	令和3(2021)～ 14(2032)年度の期間内
鳶尾小学校	北棟 南棟	S51(1976)	45		R38(2056)	令和15(2033)～ 26(2044)年度の期間内
上荻野小学校	北棟 南棟	S55(1980)	41		R42(2060)	

※「建物名」は各学校で最も早く更新時期を迎える建物を記載

## 4. 今後の方策の方向性（案）の検討の進め方

# 今後の方策の方向性（案）の検討の進め方

## ① 実施基準に基づく検討対象校

- ・ 推計では、R12(2030)年度には小学校7校、中学校2校が小規模な優先的対象校となる見込み(大規模な優先的対象校は該当なし)
- ・ 荻野地区では、荻野小学校、鳶尾小学校、上荻野小学校がそれぞれ6学級となる見込みで、優先的対象校

校種	規模区分	優先的対象校		対象校	
		学校数	学校名	学校数	学校名
小学校	小規模	7校	<u>荻野小</u> 、玉川小、相川小、 <u>鳶尾小</u> 、 <u>上荻野小</u> 、飯山小、森の里小	1校	上依知小
	大規模	0校	-	0校	-
中学校	小規模	2校	東名中、森の里中	3校	小鮎中、玉川中、相川中
	大規模	0校	-	1校	厚木中

[R3(2021)年度児童・生徒及び学級数推計に基づく]

# 今後の方策の方向性（案）の検討の進め方

## ② 優先的対象校の児童・生徒数等見込み

校種	地域	地区	学校名	R12(2030)		R22(2040)
				児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
小学校	荻野	荻野	荻野小	129	6	129
			鳶尾小	195	6	194
			上荻野小	163	6	162
	小鮎	小鮎	飯山小	119	6	108
	玉川	玉川	玉川小	112	6	107
		森の里	森の里小	108	6	89
	相川	相川	相川小	186	6	195
中学校	南毛利	南毛利南	東名中	172	6	176
	玉川	森の里	森の里中	78	3	65

〔 R12推計はR3(2021)年度児童・生徒及び学級数推計に基づく  
 〔 R22推計は人口ビジョンの「将来展望値」を基に教育委員会で作成〕

# 今後の方策の方向性（案）の検討の進め方

## ③ 方策の方向性（案）の検討の進め方

### 学校の統廃合を含めた方策を検討する地域・学校

地域	優先的対象	方策の方向性（案）検討の考え方
荻野	荻野小・鳶尾小・ 上荻野小	・ 令和22(2040)年度の児童・生徒数が、令和12(2030)年度と比べ、減少又は横ばいの見込み ・ 適正な学校規模維持に必要と考えられる児童・生徒数とのかい離が大きい学校がある ・ 地域内で通学区域の変更を実施した場合でも、令和22(2040)年度には、地域内の両校又は全ての学校が優先的対象となる
小鮎	飯山小・(小鮎小)	
玉川	玉川小・森の里小 森の里中・(玉川中)	

※カッコ内の学校は、優先的対象校ではないが、同地域内に優先的対象校が立地するため、地域として一体的に方策を検討する学校

### 通学区域制度の弾力的運用を検討する地域・学校

地域	優先的対象	方策の方向性（案）検討の考え方
相川	相川小	・ 地域において、令和22(2040)年度の児童・生徒数が、令和12(2030)年度と比べ増加の見込み ・ 適正な学校規模維持に必要と考えられる児童・生徒数とのかい離が比較的小さい
南毛利	東名中	

# 今後の方策の方向性（案）の検討の進め方

## ④ 検討のスケジュール（案）

R4(2022)年10・11月

### ・ 説明会の開催

（対象：対象学校の児童・生徒や未就学児の保護者や地域住民）

※スケジュール（案）は方針で定めている目安  
（取組は各地区の実情に合わせ推進予定）

R5(2023)年1・2月

### ・ アンケート調査（対象：説明会と同様）

⇒アンケート調査結果等を踏まえ、方策の方向性（案）の検討

〃 年6・7月

### ・ 意見交換会の開催（対象：説明会と同様）

通学区域の変更、学校の統廃合等を検討する場合

〃 年9月～R6(2024)年9月（1年程度）

### ・ 方策実施に向けた各地域検討組織による検討

（検討組織は保護者や学校関係者、地域の団体や住民等で構成）

R6(2024)年9月～R9(2027)年3月（2年6か月程度）

### ・ 対象地域における適正規模・適正配置推進計画の策定（6か月程度）

### ・ 計画に基づく取組の推進（2年程度）

## ・ 適正規模・適正配置の方策の実施

## 5. 最後に



- ・市教育委員会では、将来にわたって子どもたちの教育環境をより良くするためにどうすれば良いのかを、保護者や地域の皆様と一緒に考えていきたいと思っています。
- ・現状では何も決まっておりません。保護者や地域の皆様と行政が、地域の学校の在り方について、将来のビジョンを共有し、対話を深めることにより、その地域にとって適した方策を見つけ出し、取組を進められるものと考えています。
- ・御自身のお子様・お孫様や地域の子どもたちのためにどのような教育環境を整えることが望ましいのか沢山の御意見をいただければと思いますので御協力をよろしくお願い申し上げます。



《学校の適正規模・適正配置の取組関係HP》

詳しくは

厚木市 適正規模・適正配置

検索

又は



《お問い合わせ先》

厚木市教育委員会 教育総務部 教育総務課

電話 046-225-2663

電子メール 7800@city.atsugi.kanagawa.jp